

学校感染症による出席停止の扱いについて

日頃は、本校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

下表の感染症に罹患しますと、学校保健安全法に基づき出席停止となります。感染症の疑いがある場合は医療機関を受診のうえ療養し、医師の指示のもと登校してください。登校する際は、下欄の「登校許可報告書」を保護者の方がご記入いただき、学校へ提出してください。

学校において予防すべき感染症（学校感染症）名		出席停止期間
第1種	学校保健安全法施行規則第18条第1種に記載されているもの	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	その他の感染症 （溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など）	必要であれば学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置を講じることができる疾患。期間は病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。

登校許可報告書

大阪府立むらの高等支援学校長 宛

出席停止期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 まで

(疾患名) _____ にて療養しました。

医師により登校が許可されましたので、報告します。

(医療機関名) _____

令和 年 月 日

年 組 生徒名 _____

保護者名 _____